

社会福祉施設における調理業務委託に関する取扱い 新旧対照表（平成 28 年 5 月 13 日改正）

改正前	改正後
<p>1 目的 この取扱いは、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項および第 3 項に規定する次の社会福祉施設（以下「施設」という。）において調理業務を委託するに当たり必要とされる事項を定め、もって当該施設の調理業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とするものであること。</p> <p style="text-align: center;">〔 救護施設、保育所、養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設 〕</p> <p>2～3 (1) (略)</p> <p>(2) 受託業者の調理業務の指導等を行うため、<b>保育所</b>の場合を除き栄養士の資格を有する職員を配置すること。</p> <p><b>保育所</b>については、栄養士の配置までは要しないものの、函館市保健福祉部または子ども未来部の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制が整備されているなど栄養士による必要な配慮がなされていること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 普通食が適当でない入所者の食事については、受託業者の調理業務責任者に対し、特別食および行事食の献立ならびに調理方法等に関して必要な指示を行うこと。</p> <p><b>保育所</b>において、食物アレルギー・アトピー等が疑われる児童については、受託業者に対し、必要な指示を行うこと。</p> <p>(6)～5 (略)</p>	<p>1 目的 この取扱いは、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項および第 3 項に規定する次の社会福祉施設（以下「施設」という。）において調理業務を委託するに当たり必要とされる事項を定め、もって当該施設の調理業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とするものであること。</p> <p style="text-align: center;">〔 救護施設、保育所、養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設、 <u>幼保連携型認定こども園（2号認定子どもおよび3号認定子ども に対する食事の提供に限る。）</u> 〕</p> <p><u>幼保連携型認定こども園における1号認定子どもに対する食事の提供については、各園の判断に委ねられるものであるが、本取扱いの目的を踏まえ、適切に実施すること。</u></p> <p>2～3 (1) (略)</p> <p>(2) 受託業者の調理業務の指導等を行うため、<b>保育所、幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）</b>の場合を除き栄養士の資格を有する職員を配置すること。</p> <p><b>保育所等</b>については、栄養士の配置までは要しないものの、函館市保健福祉部または子ども未来部の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制が整備されているなど栄養士による必要な配慮がなされていること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 普通食が適当でない入所者の食事については、受託業者の調理業務責任者に対し、特別食および行事食の献立ならびに調理方法等に関して必要な指示を行うこと。</p> <p><b>保育所等</b>において、食物アレルギー・アトピー等が疑われる児童については、受託業者に対し、必要な指示を行うこと。</p> <p>(6)～5 (略)</p>

社会福祉施設における調理業務委託に関する取扱い 新旧対照表（平成 28 年 5 月 13 日改正）

改正前	改正後
<p>6 給食の外部搬入の要件                  2 から 5 までに掲げる事項とともに、次の要件を満たす施設については、給食を施設外で調理し搬入する方法も認めることができること。                  ただし、<b>保育所</b>で給食を外部搬入により実施できるのは、満 3 歳以上の児童に対する食事に限るものであること。</p> <p>(1) <b>保育所</b>以外の施設                  運搬手段等について、平成 5 年 2 月 1 5 日指第 1 4 号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」の第四の 2 の規定に準拠した措置が講じられるものであること。</p> <p>(2) 保育所                  函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 25 年函館市条例第 2 2 号）第 3 6 条の規定を満たすものであること。                  （新設）</p> <p>（以下略）</p> <p>別紙 3 調理業務委託の要件</p> <p>第 1 ～第 5 の 15 （略）</p> <p>16 外部搬入を行う施設は、受託業者・施設の次のような業務等の取り組みを仕様書等において明確にしていること。</p>	<p>6 給食の外部搬入の要件                  2 から 5 までに掲げる事項とともに、次の要件を満たす施設については、給食を施設外で調理し搬入する方法も認めることができること。                  ただし、<b>保育所等</b>で給食を外部搬入により実施できるのは、満 3 歳以上の児童に対する食事に限るものであること。</p> <p>(1) <b>保育所等</b>以外の施設                  運搬手段等について、平成 5 年 2 月 1 5 日指第 1 4 号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」の第四の 2 の規定に準拠した措置が講じられるものであること。</p> <p>(2) 保育所                  函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 25 年函館市条例第 2 2 号）第 3 6 条の規定を満たすものであること。</p> <p><b>(3) 幼保連携型認定こども園</b>  <u>函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年函館市条例第 5 5 号）第 15 条第 1 項において読み替えて準用する函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第 3 6 条の規定を満たし、かつ平成 2 8 年 1 月 1 8 日府子本第 4 4 8 号内閣府子ども・子育て本部統括官、2 7 文科初第 1 1 8 3 号文部科学省初等中等教育局長、雇児発 0 1 1 8 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」の内容を満たすものであること。</u></p> <p>（以下略）</p> <p>別紙 3 調理業務委託の要件</p> <p>第 1 ～第 5 の 15 （略）</p> <p>16 外部搬入を行う施設は、受託業者・施設の次のような業務等の取り組みを仕様書等において明確にしていること。</p>

社会福祉施設における調理業務委託に関する取扱い 新旧対照表（平成 28 年 5 月 13 日改正）

改正前	改正後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>保育所</b>の場合は、(1)とともに次に掲げる要件も満たしていること。</p> <p>ア 外部搬入の食事は満3歳以上の児童に対するものに限ること。</p> <p>イ <b>保育所</b>に調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。</p> <p>ウ 保健衛生・栄養面について、函館市の給食担当所管課から助言・相談を受ける体制となっていること。</p> <p>エ 子どもの年齢、発達の段階・健康状態に応じた食事の提供、アレルギーおよびアトピー等への配慮ならびに必要な栄養素量の給付等子どもの食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。</p> <p>オ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めることとなっていること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>保育所等</b>の場合は、(1)とともに次に掲げる要件も満たしていること。</p> <p>ア 外部搬入の食事は満3歳以上の児童に対するものに限ること。</p> <p>イ <b>保育所等</b>に調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。</p> <p>ウ 保健衛生・栄養面について、函館市の給食担当所管課から助言・相談を受ける体制となっていること。</p> <p>エ 子どもの年齢、発達の段階・健康状態に応じた食事の提供、アレルギーおよびアトピー等への配慮ならびに必要な栄養素量の給付等子どもの食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。</p> <p>オ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めることとなっていること。</p> <p>(以下略)</p>